

令和4年 第9回教育委員会会議録

令和4年9月21日（水）

甲州市教育委員会

## 第9回教育委員会 会議録

日 時 令和4年9月21日(水)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一	委 員	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	廣 瀬 剛
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
教育総務課L	高 石 宏 満	事 務 担 当	望 月 仁 美

一 欠席した者は次のとおりである。

指 導 主 事 岩 下 和 子

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第13号 甲州市立小中学校における働き方改革に関する取組方針について

日程第3 報告第14号 塩山地域中学校再編について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会 9 月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は 4 名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に田口委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告について、私のほうから報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

#### 「なし」の声

教育長

それでは、日程第 1 については、以上で終わらせていただきます。

日程第 2 議案第 1 3 号 甲州市立小中学校における働き方改革に関する取組方針について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長

はい。日程第 2 議案第 1 3 号 甲州市立小中学校における働き方改革に関する取組方針について説明させていただきます。本年度に入りまして、教育長から市の校長会に対しまして、市内教職員の働き方改革に関する取組み方について諮問しておったところでございます。市校長会からの答申を基に、お手元でございます資料のとおり、取組方針を定めたいと考えておりますので、ご協議をお願いいたします。資料を一枚めくっていただきまして、1. 目的でございます。教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職員人生を豊かにすることにより、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う。というものでございます。2. 目標でございます。目的を達成するために、次の目標を掲げる。(1) 次の【取組の重点項目】の実践により、学校・教職員の業務内容の見直しや教職員の長時間勤務の状態を改善し、教職員が本来の業務に専念できる環境を整える。(2) といたしまして、「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を履行し、次の数値目標の達成を目指す。①時間外在校等の時間の縮減として、令和 6 年度末までに、時間外在校等時間が月 8 0 時間を超える教職員をゼロにする。②子供と向き合う時間の確保として、令和 6 年度末までに、「きずなの日」を年間 2 0 回以上している学校の割合を 1 0 0 %にする。③部活動における教員の負担軽減として、令和 6 年度末までに、平日 1 日と土日どちらか 1 日を休養日としている部活動の顧問の割合を中学校で 1 0 0 %にする。というものでございます。3. 取組の重点項目といたしまして、5 点ございます。(1) 勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定、(2) 勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の徹底、(3) 校務の精選・効率化・明確化、(4) P T A・地域・関係諸団体との連携、(5) 部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減、でございます。4. 取組の期間は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間とするものでございます。5. 取組の追加・変更・見直しとしまして、取組方針は、国や県の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、必要な取組の追加、変更、見直しを行う。6. 各取組主体の推進体制と役割、進捗管理としましては、(1) 市教育委員会は以下のような取組方針等の策定・改訂、取組の推進・検証、学校への指導・支援というものを行って参ります。(2) 学校につきましては、学校における働き方改革推進のための組織づくり、働き方改革の推進というものを行っていきたくと考えております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教育長

今、課長の方から説明がございましたが、委員の皆様からご質問等ございますか。

職務代理者

はい。

教育長

職務代理者をお願いします。

職務代理者

2. 目標の中に「きずなの日」というのがありますが、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

那須指導主事 ご質問にお答えします。基本的には「きずなの日」を年間20回、週予定、月予定に入れて、その時間は会議等を入れないという取組を全県でしております。学校によっては児童生徒の補修の時間に使ったりだとかしておりますが、会議等を精選して、子供と向き合える時間に余裕を持たせるという取組をしております。

職務代理者 分かりました。ありがとうございました。

教育長 他にありますか。

永田委員 はい。職務代理のお話と重複する部分があるかもしれませんが、教職員の働き方改革というのは県の方でも大変問題になっていまして、教職員がやらなければならない仕事が膨大であるけれど、その中で児童生徒と関わる時間も確保しなければならない、事務的な処理をしなければならない、研究もしなければならない。こうなったときにどこをどういう風にスリムにしていくなかというのが難しくなってきます。例えば、「子供と向き合う時間の確保」。これならこれにきちんと取り組むべきだと思います。教職員はやることがいっぱいだから、時間ができたら事務的な作業等をしてしまうとなると、それは実現しなくなってしまいますので、きちんと守るものは守るということが大事だと思います。そして、これは働き方改革の他、色々なことに関わってくることだけれど、甲州市を含めた東山梨地区では、校内に校長先生を初め、研究主任がいて校内研究というのがありますが、あれは正に自主研修ですよ。国や県でやれといわれているものではないですよ。そうすると、教員の研修記録が義務化されましたが、校内研究も研修として記録していいのではないかと思います。ただ増やすのではなく、今あるものを評価して当てはめていくというようなことも必要だと思います。そうしないと、またやるが増えるのかと教員のネガティブなイメージに繋がってしまいますので。

教育長 ありがとうございます。今日、委員の皆様にご承認いただけましたら、校長会で改めて説明しますが、その際に今、永田委員からいただきました「きちんと守るものは守る」ということは、しっかりとお話ししたいと思います。

他いかがですか。

永田委員 すみません、もう一つ。これは少し踏み込んだ話になって恐縮ですが、3. 取組の重点項目(3)の公務の精選・効率化・明確化とありますが、これは具体的な例ですが、朝の児童生徒の欠席連絡だとか、何かの記録するものについても、市内で全て統一してもいいのではないかと思います。学校で作るのではなくて。出来るものは集約して、それを皆で使おうよというようなことも大事じゃないかと思います。そういったことを思い切ってやると、精選や効率化が随分と進むのではないのでしょうか。

教育長 この取組方針を遅ればせながら、甲州市においてもきちんと確認していこうというのは、昨年、校長会の中で、ある校長先生が働き方改革の取組を紹介して下さった経緯がありまして、これだけ皆が働き方改革に取り組む中で、甲州市としても全体できちんと確認して進めていこうということがここに繋がっております。各校においても、永田委員がおっしゃったような取組、例えば養護教諭による健康観察はアプリで集約したりしています。校長会の中で情報交換しながら、少しずつ校務の精選・効率化・明確化というものを含めて進めていければいいかなと思っております。その時に市がどういう形で関わっていくかというのは、校長会の話し合いの中で考えていきたいと思っております。

永田委員 よろしく願いいたします。

教育長 その他ございますか。

教育長 それでは、議案第13号 甲州市立小中学校における働き方改革に関する取組方針につきましては、提案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。原案のとおり可決をいたします。

次に、日程第3 報告第14号 塩山地域中学校再編について、教育総務課長報告をお願いいたします。

教育総務課長 はい。日程第3 報告第14号 塩山地域中学校再編についてご報告申し上げます。お手元にお配りしました市政の概要、塩山地域中学校再編だよりの創刊号及び第2号をご覧ください。まず、市政の概要の1ページ、2ページでございます。市議会9月定例会の開会日において、市政の概要のとおり、8月17日開催の第2回総合教育会議において教育長から教育委員会で集約した2つの実施方針の提案をさせていただきました。この提案を受けた市長は段階的再編を選択し、令和7年4月に塩山中学校と塩山北中学校を統合することから進めることとすると判断されたところでございます。この内容につきましては、開会日当日、再編だよりの第2号で保護者の皆様へお知らせをさせていただきました。今後につきましては、この実施方針に基づき、塩山地域の中学校再編を進めていきたいと考えております。まず手始めといたしまして、決定の内容について各小学校の保護者の皆様に対して、直接お伝えするところから進めて参ります。日程については、現在各学校と調整をしているところでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。今後の取組についても今説明がありましたが、委員の皆様方からご指導ご助言がいただけましたら、ありがとうございます。

永田委員 はい。

教育長 永田委員お願いします。

永田委員 あの、再編だよりの市政の概要、それから教育総務課長のお話を聞きまして、きちんと段取りをつけて進んでいるということ、該当者はもちろんのこと市民の皆様にお知らせすることが大事だと思いました。その中で、当然、その再編に対する不安が出てくると思いますので、その不安を解消するという施策を同じように丁寧に説明して、納得していただく必要があるのではないのでしょうか。そういうことの積み重ねが次の統合に生きてくると思います。大和中学も一つの例でありますね。一手、二手という風に積み重ねていくことで、甲州市の公立学校統合の信念ややり方がきちんと市民に定着するのではないかと思います。時間もかかると思いますが、手順を踏んでよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

職務代理者 はい。

教育長 職務代理者お願いします。

職務代理者 塩山北中学校と塩山中学校だけが先行して統合するということですが、松里中学区の中にも統合に賛成の方がいたわけですね。塩山中学に行けばこの部活が出来たのになどの心残りを持つ方の対応をどうするのか、希望があれば塩山中学に行けるのかということをもう一度検討した方がいいのではないかと思います。

教育長 ありがとうございます。区域外就学については、議会においてもご質問をいただいたりしましたが、教育総務課長、その辺りを説明をお願いします。

教育総務課長 はい。区域外就学については、現在、部活動を理由として認めております。現状といたしまし

ては、部活動等正当な理由の基に希望があれば認めるということに変わりはないのですが、今後、保護者等から正式にPTAなどの団体に要望等が出てきた時には教育委員会としても保護者の方に寄り添った対応をしていかなければならないと考えております。塩山北中学校につきまして、議会の一般質問でも、保護者の皆様がそれぞれ抱えておられる要望等があるので、寄り添った対応をして欲しいというご意見がありましたので、教育委員会としてもそちらの方は再編を進めていく上では対応したいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

職務代理者 はい。

教育長 加藤委員何かありますか。

加藤委員 はい。繰り返しになってしまいますが、喫緊にやるべきことというのは、決定されたことが子供を主体に進んでいくということではないかと思えます。統合する学区の子供たちがこれまで計画してきたことに従って、支障なく安心して学校生活を送れるようにしつつ、令和7年度には統合しないことになった松里中学区の子供たちへのケアを並行してやっていくことが大事だと思います。そして、再編だよりの松里中学区が統合に加わらなかった経緯の中で保護者や子供よりもその他の住民の皆さんの声が非常に大きかったということが書いてあります。今後の取組についてホームページに公開するというのも書いてありますが、そういう方法では中々情報が得られない方の声が強かったのかなと今回思いましたので、全戸配布は無理でも回覧板を利用するなど、年配の方々に向けてもこの再編だよりのような情報を少しでも知ってもらうことが課題であると思いました。

教育長 ありがとうございます。田口委員いかがですか。

田口委員 はい。今の加藤委員のお話に出た、回覧板での周知はとてもいいと思います。年配の方が多い地域なので、ホームページを見る方は多くないだろうと思いますので、回覧板での周知というのは素晴らしいご意見だと思いました。そしてあと一点、現在6年生で来年度塩山北中学に行かずに塩山中学に行きたいと申請されている方はいらっしゃるのでしょうか。

教育総務課長 申し出はまだありません。

田口委員 出ていないのですね。申し出の期日というのは決まっているのでしょうか。

教育総務課長 1月末になります。学校の説明会がありますのでそれに間に合うようにということになります。

田口委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

教育長 皆様どうもありがとうございました。今いただいたご意見等は今後に反映させていただきたいと思えます。また、お気づきの点等ございましたら、その都度教えていただければ有難く思います。それでは、日程第3については、以上で終わらせていただきます。

それでは、次回 10月教育委員会は10月19日午前9時30分から開催したいと思います  
が、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、次回 10月教育委員会は10月19日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。